大会中の共催シンポジウム, 共催企画講演実施要領

2017年7月8日日本物理学会理事会 2018年3月9日理事会一部改訂 2019年11月9日理事会一部改訂

本実施要領は、物理学会秋季(春季)大会、年次大会において日本物理学会と各種研究組織・共同体(以下、コンソーシアム^{注釈1}と略記)との共同で開催するシンポジウム(以下、共催シンポジウムと略記)の実施についての概略を定める。共催企画講演の実施要領はシンポジウムに準ずる.

0. 開催の原則

物理学会大会のシンポジウム活性化,プログラム自由度の増大のため,大会中に共催シンポジウム枠を設け,物理学会の定める「学術的会合等の主催・ 共催・協賛・後援等に関する基本方針」に則り開催する.

1. 提案

- 1-1 共催シンポジウムの開催提案は、コンソーシアム側から物理学会各領域代表を通して行う.
- 1-2 領域代表は、諸条件により提案を調整できる. 領域間の合同開催も可能である.
- 1-3 コンソーシアム側で領域の選択に迷う場合は、理事会から提案に適当な領域を斡旋することができる.場合により「領域横断型」として理事会を直接通した提案とすることもできる^{注釈2}.
- 1-4 テーマに統一性や結合する理由があれば、複数コンソーシアムで1つの共催枠(大会シンポジウムの規定により原則3.5時間、最長4時間のセッション)を共有することができる.

2. 審議·採択

- 2-1 共催シンポジウム提案は、領域委員会において審議し採択/不採択を決定する.
- 2-2 採択条件:採択にあたっては、次の条件を勘案する.
 - A) 登壇者については通常のシンポジウムの制約を原則として課さない.
 - B) 但し、他シンポジウムとの重複登壇は特別な場合を除き許可しない.
 - C) 全体の時間など開催に関する原則は、通常のシンポジウムに準じる.
 - D) 1 大会で開催できる共催シンポジウム数は、一般シンポジウム提案数

にもよるが、原則5件程度までとする.

E) 「基本方針」に定める運営委員会の議事録は、領域委員会の報告をもって代用する.

3. 共催費

- 3-1 日本物理学会は、共催シンポジウムの開催にあたり、コンソーシアムから必要経費としての共催費を申し受ける.
- 3-2 共催費は、開催にかかる実費相当額を負担するものとし、標準額を1枠 20 万円(消費税抜き)とする. 領域委員会にて提案採択後、コンソーシ アムは速やかに共催シンポジウム申込書を日本物理学会へ提出し、共催 契約を結ぶ.

4. 運営

- 4-1 日本物理学会は、共催シンポジウムの運営を一般シンポジウムと同様に行う. すなわち、プログラム編集会議にて日時・会場を決定し、物理学会大会のプログラム(印刷物、web、記録 DVD)に掲載する. 座長の手配に関しても通常シンポジウムと同様に行う.
- 4-2 プログラム上の記載方法: シンポジウム一覧表には関係領域名の欄にコンソーシアム名が併記される. プログラムの上では, (コンソーシアム名), (領域名) 共催シンポジウ
- 4-3 コンソーシアム側でのポスター, ちらし, web, ML 等による周知は自由である. 但し、聴講する場合は大会への参加登録が必要である. 登録した参加者に対する追加聴講費は一切課さない.
- 4-4 シンポジウムの報告は一般シンポジウム同様、学会誌に掲載する.
- 注釈1)ここで言う「コンソーシアム」には,各種学協会その他の研究支援団体等も含むものとする.
- 注釈2)「物性領域横断型」などのように、領域を一部限ることもできる.
- 注釈 3) 共催企画講演の開催費は 10 万円(消費税抜き)とする.

ム:(シンポジウム名)と記載される.